

議案第30号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。この改正により、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員配置についての基準が緩和されたほか、児童福祉施設の業務負担軽減等を図る観点から、児童福祉施設における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員配置について、以下に掲げる場合に該当する場合には、看護職員を置かないことができることとします。
 - ア 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - イ 福祉型児童発達支援センターにおいて、介護福祉士が^{かくたん}喀痰吸引等を行う場合
 - ウ 福祉型児童発達支援センターにおいて、一定の研修を終了した介護職員が喀痰吸引等を行う場合
- (2) 児童福祉施設における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。

3 施行期日

令和3年7月1日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	
改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十四章 (略)</p> <p>第十五章 雑則(第九十九条・第一百条) 付則</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十四章 (略)</p> <p>第十五章 雑則(第九十九条) 付則</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(中略)</p>

第十五章 雑則

(電磁的記録)

第九十九条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第一百条 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

第十五章 雑則

(委任)

第九十九条 (略)

(後略)